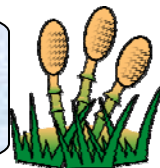


浜長保険センター安全だより(3月)

平成 29 年 3 月 7 日
浜長保険センター 第 4 号
電話 079-246-2561
FAX 079-246-2571



三寒四温、少しずつ春めいて来たように感じられる今日この頃、お元気でお過ごしのことと存じます。
時節柄、体調を崩されませんよう春をお迎えください。



【事例】

片道一車線道路を走行中、路側におじいさんが草刈り機を持って歩いていた。側方を通過中、急に後方を振り返ったため、持っていた草刈り機が自動車に当たりそうになりヒヤッとした。どのような注意をすれば良いのか？



歩道がない道路で歩行者の側方を通過するとき、交通ルールでは、次のように定められています。
「車両は、歩道と車道の区別のない道路を通行する場合その他の場合において、歩行者の側方を通過するときは、歩行者との間に安全な間隔を保ち、又は徐行しなければならない。
(道路交通法第 18 条第 2 項 罰則 3 か月以下の懲役又は 5 万円以下の罰金、違反点数 2 点)

歩道がない車道で歩行者の側方を通過するときは、「安全間隔保持義務」があります。

「安全な間隔を保ち、又は徐行しなければならない」とは

○「歩行者との間に安全な間隔が保たれないときは、徐行しなければならない」という二者択一的な義務であります。

「安全な間隔」とは

車両の速度との関係もあり、画一的に何メートルということは言えませんが、よろけたり、急に道路を横断しようとしたりするような歩行者の行動に不測の変化があったとしても、歩行者の安全が図られるような間隔ということから、最低 1メートルが必要だと解されています。

「安全な間隔を保つことができないとき」の措置は

「徐行」しなければなりません。徐行とはただちに停止することができる速度で進行することです。ブレーキ操作をしてから停止するまでの距離がおおむね 1メートル以内の速度、概ね時速 10キロ以下です。

～ 「危険予知をとしての確な安全措置を執りましょう」～

危険予知をしても、それに対して安全措置を執らなければ事故は回避できません。
交通ルールは、安全措置の手引書と言えます。